

発行 / 日本共産党鹿児島市議団 鹿児島市山下町 11-1
 TEL.216-1440 FAX.225-5607
 E-mail =kyousan@kagoshimashigikai.com
 URL=http://jcp-kagoshigi.que.jp/



生活相談のご案内

毎週月曜日 午後1時より
 市役所日本共産党控室(西別館3階)

電話 216-1440 FAX 225-5607

このニュースは政務活動費で作成しています。ご意見、ご要望をお寄せください

**平成30年第4回定例会で
 補正予算と決算議案を可決**

平成30年第4回定例会市議会が、12月4日から22日までの期間で開会され、介護老人福祉施設等整備補助金や近代文学館メルヘン館駐車場整備事業費などを含む一般会計補正予算37億8246万6千円の議案など20議案が提出されました。党議員団は、市営住宅の指定管理者を指定する議案とその関連補正予算の2議案について、反対討論を行いました。

なお、12月4日の本会議では、平成29年度決算議案の採決が行

われ、党議員団は、決算議案15件のうち、一般会計決算や後期高齢者特別会計など8件に反対しました。

平成29年度決算の特徴としては一般会計で、高齢者福祉センターの利用者が浴室使用料の新設により、有料化前に比べて引き続き、利用者全体で35%、浴室の利用者で45%の減少となっており、無料に戻すことを求めました。

また、他都市の中でも充実した内容となっていた敬老祝い金の削減と記念品の廃止、生活保護利用者への市の独自施策である法外扶助・夏季見舞金が廃止で、合わせて約1億700万円の影響があった一方で、一年限りの仮設の施設「大河ドラマ館」に1億3,900万円を支出しており、「観光振興で市民生活を豊かにする」という本市の考え方にも逆行する決算となったことを指摘しました。

市営住宅に指定管理者制度を導入!!



これまで本市が直接管理してきた市営住宅等(75施設、管理戸数11057戸)を、指定管理者に管理を委ねる議案が提出されました。平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、指定される指定管理者は、応募してきた5団体の中から、指定管理者選定委員会での審査を経て選定された「公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター」です。指定管理者制度の導入によって、入居者と指定管理者との関係は図のようになりますが、党市議団は、建設委員会での審議を通して、**4つの問題点**を明らかにし、議案に反対しました。

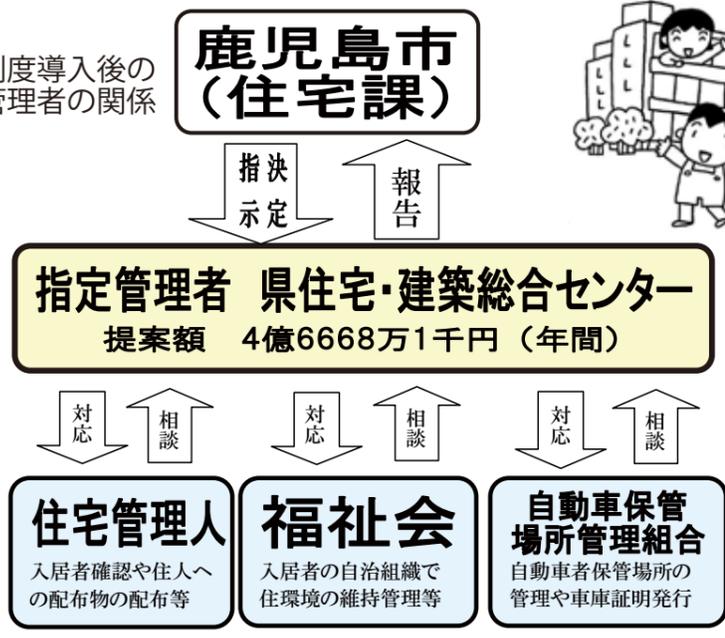


- 問題点①** 市営住宅の管理に指定管理者制度を導入することを、入居者が要望していないにもかかわらず、入居者への制度周知や理解が十分に図られているとは言えず、また議決後も、本市と指定管理者が協議しなければならない課題等が残されていることは問題であり、円滑な実施ができるかが懸念されること。
- 問題点②** 指定管理者制度の導入によって、「夜間・休日受付窓口の設置や高齢者等の安否確認」等の市民サービスが向上するとされているが、このような市民サービスの向上は、指定管理者でなければ実施できないという根拠はなく、市営でも実施可能な「市民サービスの向上」であると考えられること。
- 問題点③** 入居者からの問合せや要望、家賃収納の受付などの初期対応は、今後、指定管理者が行うこととなりますが、指定管理者制度の目的である「効果的・効率的な管理運営」のために、家賃滞納対策が一層強化されることによって、福祉分野の担当局との連携が後退することが懸念される。
- 問題点④** 指定管理者の業務は、行政判断が不要な機械的事務、事実行為であり、入居申請の受付、入居決定等の通知行為ですが、指定管理者による入居申請者への「仮当選者」の通知行為の前提となる審査基準に関して「**極めて不明確な問題点**」が残されていることは指定管理者の業務に重大な影響を及ぼすこと。

仮当選者の審査基準をめぐる極めて不明確な問題点とは?

党議員の「住宅使用料の未収債権」に関する本会議の質疑の中で、「**時効の援用や市の債権放棄により消滅の時効が完成した市民が入居を申請した場合、入居できるのか**」との質問に対し、当局は「**特に取り扱いは定めておらず、根拠となる法令もないので、今後、他都市の状況をふまえて検討する**」と述べ、現状の対応について明確な答弁を示しませんでした。これは、入居条件の審査基準の根幹に係る看過できない問題であり、未解決のまま、指定管理者に業務を委ねることは問題です。

図：指定管理者制度導入後の入居者と指定管理者の関係



**森博幸市長に
 予算要望書を提出**

党議員団は、第4回定例会閉会後の12月25日、「市民の市政をつくる会」と共同で「2019年度鹿児島市予算編成にむけた要望書(170項目)」を提出し、森博幸市長と予算要望書の内容について意見を交わしました。



「市民の市政をつくる会」代表委員の祝迫光治氏(右端)とともに予算要望書を提出

国保税引上げ反対！ 4432筆の署名提出！ 国保の構造的な問題解決こそ優先すべき！！

たてやま市議は、県が、平成31年度にむけて、国保事業費納付金等の仮算定を市町村に提示したことをうけて、図のように、県が本市に求めている納付金と国保税率を明らかにするとともに、本市の国保税が、他の医療保険（協会けんぽ、共済組合）と比較して、負担が重い実態を明らかにしました。

そして、市民団体から**4432筆**の「国保税の引上げに反対する」賛同署名が、市長に提出されたことを受けて、「**年齢構成が高く、医療費が高い、低所得で税負担が重い**」国保の構造的な問題解決が優先されるべきであり、平成31年度も、一般会計からの繰入れによる財政補填を堅持し、国保税を引き上げないよう強く求めました。



均等割・平等割を廃止して他の医療保険並みの税負担に！

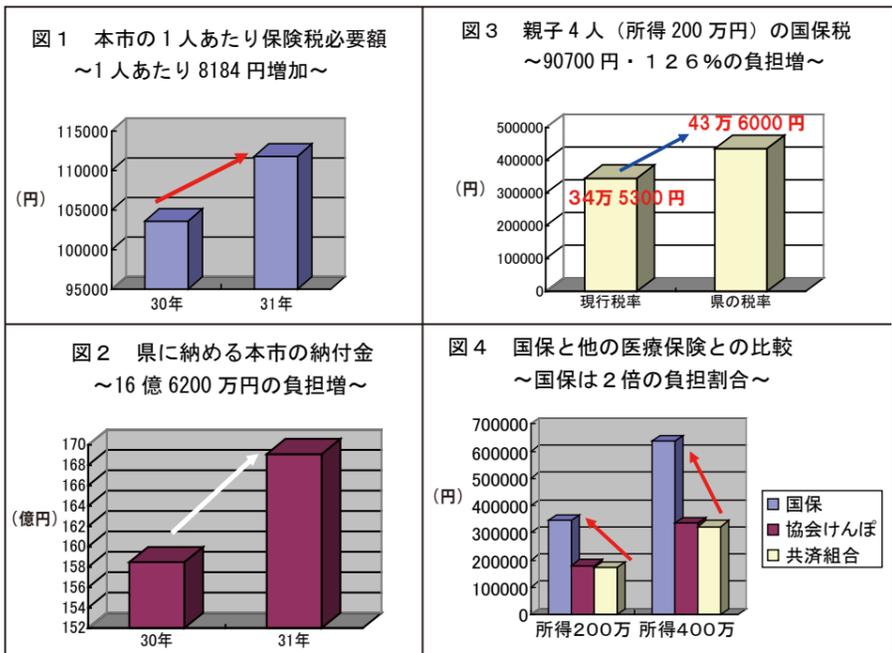
国保には「均等割・平等割」によって「所得なし世帯」からも国保税を徴収する仕組みがあります。

このような仕組みを廃止し、所得に応じた税負担にすると、所得200万円（親子4人世帯）の場合、国保の所得に対する負担率は、現行の17.3%が10.9%に軽減され、協会けんぽ（8.9%）や共済組合（8.6%）の税負担率に近づき、より公平な税負担となります。

表1 国保の現行税率と県の税率との比較

区分	現行税率	県が示す税率
医療分	所得割額	8.0%
	均等割額	21000円
	平等割額	23300円
後期高齢者支援金等	所得割額	2.60%
	均等割額	6200円
	平等割額	7100円
介護納付金	所得割額	2.40%
	均等割額	7400円
	平等割額	6400円

市民局長に「国保税引上げ反対署名」4432筆を提出する市民団体代表 ↓
(2018年10月)



バス停改善

市民の要望に応え ベンチと上屋の設置を



党市議団に市民団体や高齢者の方々から、バス停留所のベンチを設置してほしいという要望がたびたび出されていきましたので、市民のバス待ち環境の改善のためにベンチと上屋の早急な設置を求めました。

質問・ベンチと上屋の設置基準は？

→ **交通局長**：市街地中心方向への上りバス停留所や学校等があり乗客数の多い下りバス停留所のなかで歩道が広いなどの一定の条件を満たし道路占用許可が得られたところに設置する。上屋については建築審査会の同意も必要である。

質問・設置数と課題は？

→ **交通局長**：ベンチが50停留所、上屋が189か所。歩道の幅員などの通行の安全確保、近隣住民の同意、設置するための財源等がある。

質問・財源の確保も課題。「バス待ち環境の向上」のために他都市では一般財源からの補助制度に取り組んでいる。本市での検討はどうか。

→ **市民局長**：中心市街地の利用者の多い共同バス停では上屋やベンチの整備に対して助成を行っており、その他地域での整備への助成については今後研究してまいります。



児童クラブ

放課後児童クラブの 支援員の削減許さない！

現在、児童クラブの支援員の配置基準については、「従うべき基準」として1クラブにつき2人は配置するよう義務付けています。ところが厚生労働省は基準を緩和し、自治体の判断で1人でも構わないとする「参しゃくすべき基準」という方針を示しました。「参しゃくすべき基準」に従ってしまえば、専門性のない職員が1人で児童クラブを担うことが可能になってしまいます。子どもたちの命と安全を第一に考えるべきだと危惧する声が上がっています。

園山市議は、基準緩和は子どもの安全と保育の質の低下を招きかねないと指摘し、本市の支援員配置について1クラブに2人の基準を守るよう求めました。

市は「国において検討がなされており、その動向を注視しつつ子どもの安全の確保などの観点から適切に対応していく」との答弁にとどまりました。少なくとも現行通り2人の支援員を確保し、減らすことのないよう強く要請しました。

の児童
現状は
：ブの

- 児童クラブ数 153クラブ（29年度末に14か所増設）
- 支援員647人 補助員238人
- 待機児童97人（2018年8月1日現在）
- ※クラブの新設などで来年度は57人が解消の見込み

共働き世帯が増え、児童クラブの役割はますます重要になっており、量的にも質的にも拡充が求められています。支援員の削減ではなく、処遇改善をはかり安心して働ける環境づくりを整え増やしていくことこそ求められています。



認可外保育

保育料無償化とともに 補助の充実を要望

毎年行っている認可外保育所の職員や保護者の皆さんとの要求懇談会（2018年も12月に実施）を踏まえて、大園議員が、補助の充実について質問を行いました。

平成31年度は、消費税10%への増税を財源にしていることは問題ですが、幼児教育・保育の無償化が検討され、認可外保育施設も対象になる予定です（左表参照）。また、平成29年度に本市の認可外保育施設で乳幼児が死亡した事例を踏まえ、認可外保育施設の抜本的な充実を求める提言書が市長に提出されていることから、保育士の処遇改善と保育の質を向上させる研修の在り方などを質問し、当局も「検討したい」と答弁しました。

党市議団は今後も、認可・認可外を問わず本市の児童が安心して保育生活を送れるよう充実を求めます。

認可外保育施設保育料無償化の概要（現時点）

3歳～5歳児	37,000円/月を上限に無償化
0歳～2歳児	42,000円/月を上限に無償化
対象施設	国の指導監督基準を満たす施設、基準を満たさない施設についても5年間の経過措置